

第7章 歴史文化の保存・活用の体制と措置

歴史文化の保存・活用にあたっては、第4章で掲げた理念・基本方針に沿って、それぞれの前提となる課題を解決することを目的とし、以下の体制で、次の各種の措置を実施します。

1. 歴史文化の保存・活用の推進体制

歴史文化の保存・活用の推進体制の構築や充実・強化の方針を、次のように設定します。

(1) 市民参加と協働による歴史文化の保存・活用と管理運営の体制づくり

すべての歴史文化を対象とした保存・活用、管理運営をはじめとする関連文化財群や歴史文化保存活用区域などの歴史文化を活用する取り組みについては、行政と市民等が一体となって推進する必要があります。

このため、市民等と行政が連携し、本計画を推進するための体制の構築を図ります。

(2) 庁内連携体制の充実・強化

本計画で取り上げている関連文化財群や歴史文化保存活用区域としての歴史文化の保存・活用は、文化財保護行政の新たな取り組みであり、文化遺産単体としての保存・活用だけでなく、周辺環境を含めた保存・活用やネットワークづくりなどの、従来の文化財保護の枠を超えた内容を含んでいます。また、本計画の策定においては、市文化財課と観光交流課が連携して事務局を担い、加えて政策企画課、都市整備課、社会教育課及び美都総合支所、匹見総合支所との連絡体制を確保しています。

本計画の推進にあたっては、今後も、庁内連携体制の充実・強化を図ることとします。

(3) 関係機関や自治体との連携

本計画を推進するにあたっては、市民や専門家の協力とともに、文化庁や島根県・島根県教育委員会、大学等を含めたその他関係機関とも連携を図ります。

また、関連文化財群に関しては、その設定に際して市域を越える場合や、市外・県外の関連の深い地域との連携が有効な場合が想定されることから、保存・活用の幅や魅力をより高めていくためには、必要に応じて他の市町村等との連携を進めることとします。

(4) 危機管理の体制づくり

本計画を推進していくためには、歴史文化の確実な保存が前提となります。このため、個人情報保護の保護に留意しながら、地域に存在する歴史文化の適切な情報提供を進めるとともに、文化財総合的把握調査員をはじめとした市民、文化遺産の所有者等との連携体制により、文化遺産の現状の把握に努めます。また、災害等に際しては、文化遺産のき損・滅失の情報を速やかに収集して、現状復旧に取り組めるよう、文化遺産の危機管理体制の充実・強化を図ります。

(5) 情報の一元管理と発信・普及啓発の体制づくり

本計画を推進していくためには、地域に存在する有形・無形、指定・未指定等の文化遺産や文化財保護制度、関連文化財群や歴史文化保存活用区域など歴史文化に関する情報について、文化遺産の所有者のみならず、広く市民等に周知し共有するとともに、啓発にも取り組む必要があります。

このため、歴史文化に関する情報を文化財課が一元管理するとともに、庁内での情報の共有を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNS⁽³⁶⁾、パンフレットなどを活用し、さらに、講座・講演会、研修会、体験型学習、フィールドワークなどを通して情報発信と普及啓発に努めます。

(6) 関係人口の活用

一方で、益田市では中山間地域や漁村を中心として人口減少や高齢化が進んでいることから、歴史文化を保存・活用する取り組みを進める体制や財源を確保できない地域もありうるものが想定されます。その背景の一つとして、市内から市外・県外へ転居するなどの人口移動がありますが、このような益田市との関わりを持ち続けている出身者などの関係人口⁽³⁷⁾に、益田市の歴史文化の保存・活用を支援していただけるよう、情報発信や働きかけを行います。

特に、東京益田会、近畿益田会、広島益田会などの、益田市出身者の親睦組織とは緊密に連携し、益田市の歴史文化の保存・活用への支援を呼びかけます。これらの会との連携については、平成27年度に民間団体「日本遺産を目指す益田市民会議」が呼びかけた、1,000人から1,000円ずつ集めて益田市に寄附し、古文書を購入するという取り組みの際に多くの方に呼びかけ、寄附を集めることができたという実績があります。

(7) 財源の確保

本計画に位置づけた取り組みの施策化や事業化にあたっては、益田市の厳しい財政状況を踏まえ、優先順位づけや年次計画等の作成を行い、国・県との連携及び庁内における調整のもとに、必要な財源の確保に努めます。

また、文化庁における補助制度だけでなく、必要に応じて地方創生推進交付金やその他の関係省庁の制度の活用も検討するとともに、市民や地域活動団体等の取り組みに関しては、民間の助成制度の活用や、収益事業を含めた活動事例の紹介などに努めます。

さらに、歴史文化に関する情報の発信を通じて、出身者等の関係人口のふるさとへの関心と愛着を喚起し、ふるさと納税や地方創生応援税制等の支援をいただけるよう働きかけます。なお、益田市のふるさと納税では、その用途を7つの項目から選ぶことができるようになっており、用途1として「歴史的・文化的資源の保全及び活用に関する事業」となっています。また、東京益田会、近畿益田会、広島益田会等の益田市出身者の親睦組織を通じて、益田市出身者に益田市の文化遺産の修理や整備への支援を呼びかけます。

⁽³⁶⁾ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス(social networking service))…Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスで、フェイスブックなどがある。

⁽³⁷⁾ 関係人口…その地域に住んでいる人を「定住人口」とし、地域外から短期的に訪れる人を「交流人口」と呼ぶのに対し、そのどちらでもなく、地域に関わる人や応援する人を「関係人口」と称する。造語。



写真 7-1 東京益田会と益田市の懇談



写真 7-2 近畿益田会総会



写真 7-3 広島益田会総会



写真 7-4 日本遺産を目指す益田市民会議との連携
(古文書購入のための寄附金贈呈式)

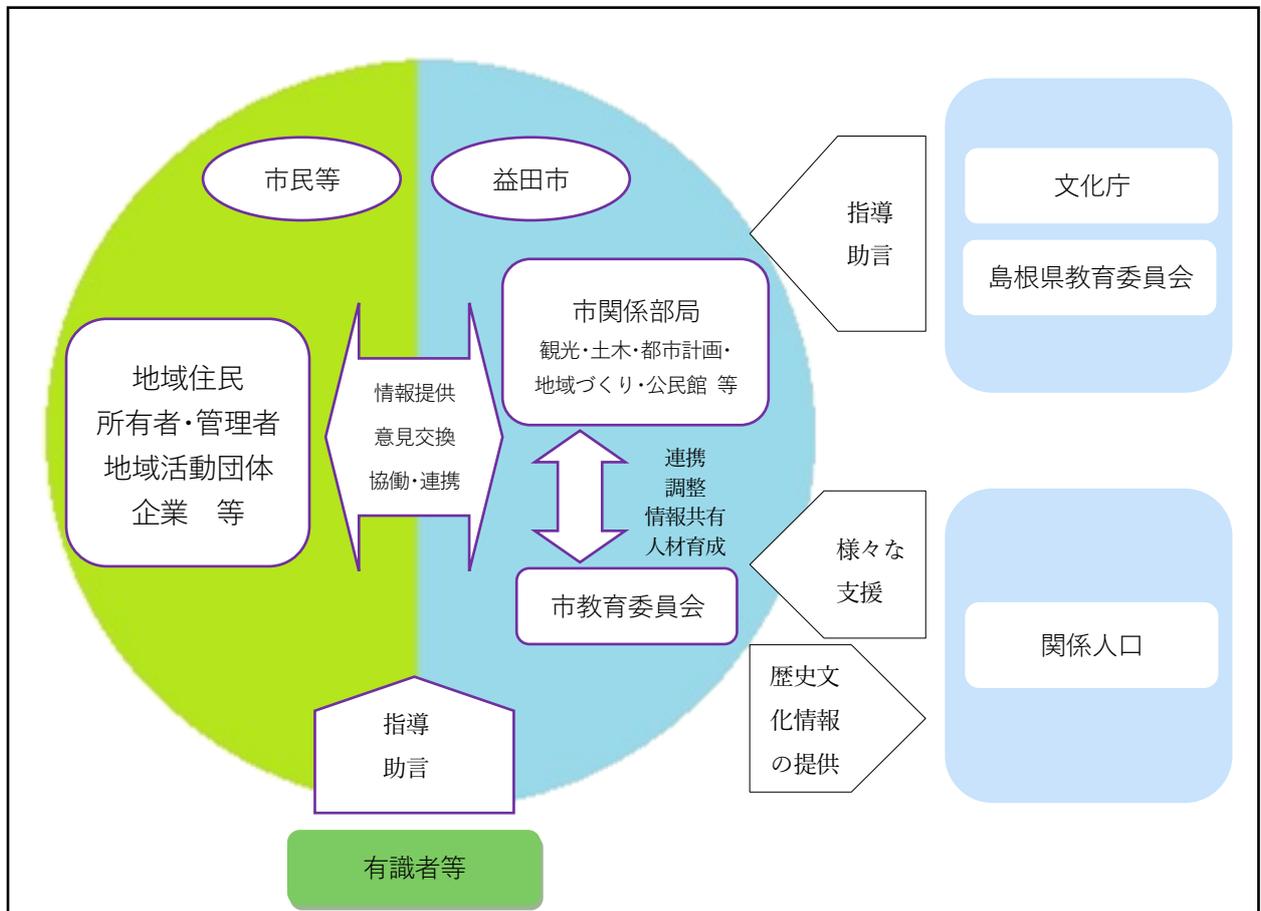


図 7-1 文化財保存活用地域計画の推進体制

表 7-1 歴史文化の保存・活用の体制 ※業務内容については、主に関わるものを記載。

市	※[]は内室
○文化財課	
1.文化財の調査及び研究	
2.文化財の指定、管理及び活用	
【人員体制】職員 10 名（うち埋蔵文化財の専門職員 5 名、文献の専門職員 1 名。下記の史跡整備推進室及び歴史文化研究センターを含む）	
[史跡整備推進室] 1.益田氏城館遺跡群の史跡整備推進	
[歴史文化研究センター] 1.益田の歴史文化の情報収集及び発信	
2.益田の歴史文化の調査研究の推進	
○政策企画課	
1.重要施策の総合的な企画及び調整	
2.主要施策の推進に伴う各部間の連絡調整	
○観光交流課	
1.観光開発及び宣伝紹介	
2.観光施設整備	
3.特産物の育成及び販路あっせん	
4.観光関係団体	
5.県立自然公園内における行為	
6.国際交流・国内交流	
7.県外益田会に関すること	
[空港対策室] 1.空港利用促進	
○都市整備課	
1.景観づくり（景観審議会）	
○社会教育課	
1.市民学習の推進	
[文化芸術振興室] 1.文化施設の管理及び運営	
2.文化芸術の振興	
3.文化団体	
4.グラントワ支援	
[益田市立歴史民俗資料館] 地域社会における歴史、民俗、考古等に関する資料の収集及び保存を行い、かつ一般の観覧に供するとともに、その活用を図り、もって市民文化の向上に資する。	
【人員体制】職員 3 名（うち専門職員 2 名）	
[益田市立雪舟の郷記念館] 雪舟に関する遺品及び資料並びに益田家その他の地域における重要な歴史的資料の収集、保存及び調査研究を行い、一般の観覧に供するとともにその活用を図り、もって市民文化の向上に資する。	
【人員体制】職員 3 名（うち専門職員なし）	

[益田市立秦記念館] 郷土の偉人、秦佐八郎博士の業績を顕彰し、資料の収集及び保存を行い、一般の観覧に供するとともにその活用を図り、もって市民文化の向上に資する。

[益田市立旧割元庄屋・美濃地屋敷] 旧割元庄屋・美濃地家その他の本市に伝承されてきた文化遺産及び重要な歴史的資料の収集及び保存を行い、一般の観覧に供するとともにそれを活用した地域間の交流事業を促進し、もって市民文化の向上及び地域活性化を図る拠点施設に資する。

文化財保護審議会

【審議事項】文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議する。

【委員の属性】学識経験を有する方7名で構成する。委員長及び副委員長を置く。

平成31年3月現在の委員の専門分野は、次のとおりである。

美術・工芸、地域史（美都）、地域史（匹見）、書籍・典籍・古文書・歴史資料（近世・近代）、史跡・考古資料、建造物、天然記念物

都道府県や域外の関係機関等との連携

※[]は内室等

○島根県文化財課

1.文化財の管理、保存修理、活用、調査

[島根県古代文化センター] 島根の特色ある歴史と文化を調査研究し、その成果を全国に向けて発信する。

[島根県埋蔵文化財センター] 特色ある島根県の文化財を調査・研究・保護し、調査成果の普及啓発を進めていくとともに、道路建設など各種開発事業との調整や事前調査、出土した埋蔵文化財の収蔵・管理を行う。

[島根県立古代出雲歴史博物館]

- 1.島根の特色ある歴史・文化の調査研究と成果の発信
- 2.歴史と文化を生かした人づくり、地域づくりへの貢献

○島根県立石見美術館

- 1.幅広い視野で多彩な企画展を開催する。また、テーマ性をもった質の高い常設展示を行う。
- 2.地域や分野、年代にとらわれず、優れた国内外の作品を収集する。
- 3.美術作品の収集、および展示、保存、また教育普及に関する調査研究を行う。
- 4.美術に関する理解を深めるための講演会やワークショップなどの教育普及活動を行う。

○東京大学史料編纂所

国内外に所在する史料の調査・収集と分析をおこない、これを日本史の基幹史料集として編纂・公開する。（益田家文書を所蔵する。）

その他民間団体等

○一般社団法人 益田市観光協会

観光振興を図ることで地域の産業経済の発展に寄与する。

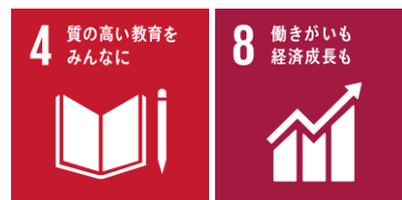
【人員体制】職員4名

○益田「中世の食」再現プロジェクト

「益田家文書」の記述をもとに、料理と提供方法の再現、それらの「再現」を活かした食提供イベントなどを開催する。「中世の食」をもとにした新商品開発も行う。

2. 歴史文化の調査及び共有に関する措置

歴史文化の調査及び共有については、第4章第3節で掲げた課題とこれに対する方針をもとに、次の各種措置をとります。



(1) 調査に関する措置

研究者の絶対数の不足と調査が不十分な分野があるという課題については、次のような措置で対応することとします。

まず、市民の協力を得て実施する総合的把握調査は、必ずしも専門的知識がなくても始められ、広大な益田市のこれまで知られていない文化遺産を把握するためには、最適な方法と言えます。総合的把握調査を通じて、地域への知識と愛着を深めた市民が、地域研究に取り組むことや、地域の歴史文化の担い手や守り手となることも期待されます。そして、地域研究に取り組む市民が増えれば、地域研究の団体の立ち上げも検討します。また、既存の地域研究団体にはその成果の積極的な公開を呼びかけ、そのための助成事業等を紹介するなどの取り組みを進めます。

こうして把握された文化遺産のうち、特に価値が高いと思われるものについては詳細調査を実施します。その結果、高い価値が認められ、所有者等関係者の同意が得られたものについては、文化財指定等の措置を講ずることとします。また、指定文化財の名称、指定基準、現地説明板のばらつきについては、文化財保護審議会の指導を受けながら統一的に改めていくこととします。

そして、このような詳細調査を実施する際、市内の研究者だけでは十分に対応できない場面が出てくる場合、次のような方針で対応します。まず、県や他の研究機関の協力を得ることとします。幸い、近年は中世の時代を中心に、県や東京大学史料編纂所、国立歴史民俗博物館などとの共同研究が実施され、益田市の歴史文化の調査が大幅に進展しています。中世の歴史文化以外にも、豊かで特徴的な自然(植物・地質等)や、匹見の縄文遺跡群、沿岸部の巨大古墳群、古代官衙遺跡群や都茂鉦山などを有するため、様々なテーマの共同研究が可能な状況にあります。今後も積極的に共同研究等を誘致することとします。



写真 7-5 国立歴史民俗博物館の共同研究の現地調査

共同研究の誘致以外にも、日本中世史などの学会や大学研究室、その他研究機関に対し、益田市での学会の開催や研修旅行等の実施について働きかけを行います。その際は、「益田市観光振興・MICE 誘致計画」を活用します。また、これにあわせて、益田市を拠点とした様々な研究に関する取り組みが可能となるよう、益田市の歴史文化や各種取り組みの情報発信を行います。

一方で、益田市側の研究体制の充実も求められます。益田市では、平成 22(2010)年 5 月の「益田市の活力ある文化施設の目指すべき将来像に関する答申」において市に実施を期待する重点的施策として



写真 7-6 中世都市研究会益田大会
平成 26(2014)年

提言された「歴史文化研究センター」を平成24(2012)年4月に開設し、島根県や東京大学史料編纂所の協力を得て、益田氏や益田地域関係史料の調査など研究成果を蓄積しつつ、歴史文化の情報収集及び発信と併せ、調査研究や情報を歴史文化基本構想の策定に反映する取り組みを進めてきました。これまで調査や文化財指定が不十分であった建造物や天然記念物について、文化財課や歴史文化研究センターの体制充実を図るとともに、地元の有識者の協力を得て調査・指定を進めます。

当面、重点を置いて調査する文化遺産としては、史跡指定されている益田氏城館跡(三宅御土居跡、七尾城跡)、中須東原遺跡、スクモ塚古墳、史跡指定に向けた取り組みを進めている大元古墳群、国指定を目指している益田糸操り人形、島根県等と共同研究を進めている中世の文化遺産、継続して調査を進めている石造物、従来の調査が不十分であった天然記念物、建造物、文化的景観(高津川流域、赤瓦)、美濃地家文書をはじめとする近世の古文書などが挙げられます。これらを県や大学・博物館等の研究機関や有識者の協力を得て、計画的に進めていくこととします。また、その成果を踏まえつつ、文化財指定を進め、偏りの是正に努めます。

表 7-2 歴史文化の調査に関する事業 (実線は予定、破線は見込み。【 】は国・県・市指定、登録文化財の別)

事業名/事業内容	財源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目
市民との共同による総合的把握調査及び詳細調査 市内の文化遺産の総合的把握調査の継続と、必要に応じた詳細把握のための調査の実施。	文化財補助金、一般財源	市民、益田市	←————→				
島根県との共同研究	一般財源	島根県、益田市	←————→			←………→	
共同研究の推進・誘致	一般財源	益田市	←————→				
益田市の研究体制の充実	一般財源	益田市	←————→				
史跡益田氏城館跡(三宅御土居跡・七尾城跡)【国】の発掘調査・関連調査 史跡整備に向けた学術調査、七尾城下町遺跡の範囲確認調査。	文化財補助金、一般財源	益田市	←————→				
史跡中須東原遺跡【国】の発掘調査・関連調査 史跡整備に向けた学術調査。	文化財補助金、一般財源	益田市	←————→				
史跡スクモ塚古墳【国】及び大元古墳群【県】の発掘調査・関連調査 史跡整備に向けた学術調査。	文化財補助金、一般財源	益田市	←————→				
益田糸操り人形【県】の国指定に向けた調査 国無形民俗文化財の指定を目指す益田糸操り人形の指定に向けた学術調査。	文化財補助金、一般財源	益田市		←————→			

建造物調査(近代和風建築・近代化遺産)の調査(悉皆・詳細)	一般財源	島根県、益田市	←	→
巨樹・巨木及び天然記念物調査(悉皆・詳細)	一般財源	益田市	←	→
古文書調査(悉皆・詳細)	一般財源	益田市	←	→
赤瓦の景観調査(悉皆・詳細)	一般財源	益田市		↔
高津川流域の景観調査(悉皆・詳細)	一般財源	益田市		↔
文化財指定	一般財源	益田市	←	→
指定文化財の名称、基準、現地説明板の仕様の統一	一般財源	益田市	←	→
地域研究団体の設立や成果の公開の呼びかけ	一般財源	益田市	←	→

(2) 普及啓発に関する措置

市民を含めた多くの人の歴史文化への関心や理解を高めることは、文化遺産を含めた歴史文化の担い手の育成確保の基礎であり、とりわけ様々な分野において将来の地域の担い手となる子どもたちに、どのような手段で地域の歴史文化を伝えていくかは、教育における重要な課題の一つとなっています。このため、子どもたちが地域への理解や愛着を深めるよう、学校教育におけるふるさと教育・ふるさと学習の充実を図ります。

また、生涯学習などを通じて、幅広い世代に歴史文化に関する学習や体験機会を提供するとともに、歴史文化をテーマとした世代間交流、地域間交流などを進め、将来的に歴史文化の担い手の確保と育成に寄与するよう努めることとします。

子どもたちに対する具体的な施策としては、小中学校へ出向く出前授業を行い、身近な遺跡の出土品を直接見たり、触れたりすることで、教科書からは学ぶことのできない地域の歴史を実感できる環境を提供することとします。

また、小中学校教員と連携して、市の歴史文化を教材に取り入れることを促します。これまでも、中須東原遺跡や益田氏城館跡・七尾城跡を題材として教職員を対象としたワークショップを複数回開催したほか、教員研修で講義を行っており、今後も、このような取り組みを進め、学校現場で活用しやすい教材・プログラムの作成についても検討することとします。

地域学習を通じて地域に対する愛情を育み、将来のまちを支える人材を育成するとともに、子どもだ



写真 7-7 益田市の歴史文化を授業に取り入れる方法を考えるワークショップ



写真 7-8 「わたしたちのまち発見事業」によるバスを利用したまち歩き

けではなく、大人の教育力の向上をも目指す生涯学習に関連する事業との連携を促進します。その中で、事業目的の一つである、大人自身の「まち再発見」を促す取り組みの一環として地域の歴史文化を学ぶ機会を取り入れ、その地域の歴史文化を魅力の一つとして認識する環境を整えていきます。

歴史文化基本構想及び文化財保存活用地域計画を策定する過程は、益田市の歴史文化を見つめ直す機会であり、その価値と魅力について多くの新発見がありました。設定した関連文化財群や歴史文化保存活用区域は、益田市の歴史文化を語る魅力ある新たなストーリーです。その普及啓発に努めます。

具体的には、益田市立歴史民俗資料館、益田市立雪舟の郷記念館等の市立の文化施設や公民館における企画展、関連文化財群や歴史文化保存活用区域のテーマに沿ったまち歩きや体験などのイベントを開催し、益田市や地域の歴史文化にふれる機会を増やします。将来的には市民大学構想なども検討します。

さらに、地域の歴史や民話を基に編集された読本『益田ふるさと物語』に、歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画の成果を盛り込み充実させ、その理解度を高めるため、益田ふるさと検定の再開を検討します。

これらの取り組みを通して、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とした、地域の歴史文化を担う人材の育成と確保も目指します。

表 7-3 歴史文化の普及啓発に関する事業（実線は予定、破線は見込み。）

事業名／事業内容	財源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目	
歴史文化基本構想及び文化財保存活用地域計画の普及啓発事業 市民に広く周知するための講演会、シンポジウム、街歩きイベント等の開催。	文化財補助金、一般財源	益田市	←————→					
島根県古代文化センターのテーマ研究の成果発表	一般財源等	島根県、益田市			↔			
国立歴史民俗博物館(歴博)の共同研究の成果発表	一般財源等	歴博、益田市	↔		↔			
講演会・シンポジウム、企画展の開催	文化財補助金、一般財源	益田市	←————→					
地域の歴史等を授業に取り入れる方法を考えるワークショップ	一般財源	益田市	←————→					
ふるさと学習の読本『益田ふるさと物語』の充実	一般財源	益田市		←————→				
益田ふるさと検定の実施	一般財源	益田市			←-----→			

3. 歴史文化の継承に関する措置

歴史文化の継承については、第4章第4節で掲げた課題とこれに対する方針をもとに、次の各種措置をとります。

(1) 修理及び整備に関する措置

万福寺本堂、染羽天石勝神社本殿、柿本神社本殿、医光寺総門、旧美濃地家住宅主屋、益田市立歴史民俗資料館(旧美濃郡役所)などの建造物、万福寺庭園、医光寺庭園などの史跡及び名勝は修理等に際して大きな費用等を要します。これらの修理については、長期的な計画の中で段階的に進め、時期が重ならないように計画的に実施することとします。

文化遺産の整備については、史跡の益田氏城館跡(三宅御土

居跡、七尾城跡)、中須東原遺跡の整備基本計画をそれぞれ平成30年度、平成26年度に策定し、具体的な整備にとりかかる段階にきています。また、史跡指定を目指している大元古墳群は、すでに史跡となっているスクモ塚古墳と一体的な整備が必要となります。史跡本体とその周辺環境の整備についても、長期的な計画の中で段階的に進めることとします。

一方、これらの修理や整備には多額の費用を要しますが、益田市の厳しい財政状況を鑑みて、補助金等を得たとしても計画どおりに実施しにくいことが予測されることから、ふるさと納税や地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)などを活用し、計画的に進めていくこととします。

また、登録文化財の建造物や古建築・古民家等については、文化庁の補助事業等を受け、情報発信や観光の拠点として活用することも検討することとします。

前述のとおり、益田市の山間部の豊富な山林資源は、文化財の修理等に必要な原材料の生産地として大きな可能性を占めています。また、かつて山間部のみならず、益田の経済を支えた重要な産業であった林業の復権は、山間部の地域の維持などにも有効と考えられます。

以上のことから、文化庁の「ふるさと文化財の森システム推進事業」を受け、たとえば木材や漆の生産地として確立することができるよう、民間業者等に働きかけます。

また、こうした原材料確保の取り組みを通じて、歴史文化に対する市民の理解を深めるために、広島県北広島町の芸北地域で実施されている「芸北せどやま再生事業」⁽³⁸⁾を参考に、同様のふるさと教育の取り組みを実施することを検討します。



⁽³⁸⁾ 芸北せどやま再生事業…NPO 法人西中国山地自然史研究会が平成24(2012)年から取り組む以下のような仕組み(『季刊地域』No.35<農山村文化協会、2018年>)。子どもたちが運営主体となり、ケーブルテレビ等や町の広報誌で茅の刈り人を募集し、茅を刈って年1回の茅金市場に持って行き、地域通貨に換金する。外周160cmを1束として、1束あたり1,500円分の地域通貨「せどやま券」と交換できる。茅金市場は近隣の茅葺き職人などに1束2,000~2,500円で茅を販売する。「せどやま券」は、芸北地域の協賛店26店舗で利用することができ、協賛店は、茅金市場で「せどやま券」と現金を交換する。旧小学校の体育館を茅の集積場として利用する。

表 7-4 文化遺産の修理、整備に関する事業（実線は予定、破線は見込み。【 】は国・県・市指定、登録文化財の別）

事業名／事業内容	財 源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目	
国史跡総合整備推進事業 益田氏城館跡及び中須東原遺跡の整備の推進。	文化財補助金、 地方債	益田市	←————→					←·→
医光寺総門【県】の保存修理 島根県指定有形文化財の医光寺総門の屋根瓦の葺き替え。	文化財補助金	医光寺	←————→					
大元古墳群【県】の史跡指定と保存活用計画の策定 大元古墳群を史跡指定し、史跡スクモ塚古墳と一体的な整備のため、保存活用計画を策定する。	文化財補助金、 一般財源	益田市	←————→					
益田市立歴史民俗資料館(旧美濃郡役所)【国登】の保存活用の検討 老朽化・耐震性の課題により休館する登録文化財の益田市立歴史民俗資料館(旧美濃郡役所)について、その保存・活用の方向性を検討する。	地方創生推進交付金、 文化財補助金、 一般財源	益田市	←————→ (方向性の検討)		- - - - - (必要に応じ設計・整備)			
旧美濃地住宅主屋【国登】の保存修理 国登録文化財の旧美濃地家住宅主屋の茅葺屋根の葺き替え。	文化財補助金、 一般財源	益田市		←————→				
旧秦博士記念図書館の登録文化財登録と保存活用の検討 旧秦博士記念図書館の登録文化財登録と活用。	地方創生推進交付金、 文化財補助金、 一般財源	益田市	←————→ (方向性の検討)		- - - - - (必要に応じ設計・整備)			
ふるさと文化財の森システム推進事業 益田市の豊かな山林資源を活用した漆等の原材料生産地となる可能性の検討。	文化財補助金、 一般財源	民間業者、 益田市		- - - - -				
原材料確保の取り組みを通じたふるさと教育	一般財源	NPO 団体、 益田市			- - - - -			

(2) 防犯・防災対策及び災害発生時の対応に関する措置

文化遺産は、劣化や落書き、盗難、災害などによって滅失・き損してしまうこともあります。特に未指定・未登録の文化遺産の場合は、その価値が周知されず、忘れ去られ、埋もれてしまうことが多分にあるといえます。

近年、多発する地震等の災害においては文化遺産も被災していますが、事前の調査による記録をもとに既存の状態に復旧できたものと、記録がなく、被災前の状態が把握されていなかったため、旧来の状態に復旧することが困難となっていたり、救済されずにそのまま失われていたりするなど、事後の対応が二極化している現状もあります。

このため、市民や所有者等に対し、文化遺産の防犯・防災に関する情報提供や、意識啓発を図る必要があります。従来から実施している文化財防火デーなどの普及啓発の取り組みを継続しつつ、各地区で文化遺産の防犯・防災のためのパトロールを定期的を実施するよう地区の人々に働きかけます。

また、文化遺産の防犯面については警察と、防災面については益田広域消防本部や市担当部局と連携しながら、地域の方々と連携して文化遺産を犯罪や災害から守ることに取り組みます。さらに、災害時の対策については、市の防災計画に文化遺産に関する事項を盛り込むよう、関係部局と調整を図ります。

一方、文化遺産の防犯・防災については、災害や犯罪そのものへの対策はもちろんですが、発生してしまったときに一刻も早くそのことを把握し、復旧できる体制と仕組みを整えておく必要があります。万一、文化遺産が盗難等の犯罪や災害等にあった場合は、その情報がいち早く文化財課に届けられるよう、公民館の協力を得て、地区ごとに連絡網を整備します。このため、総合的把握調査で把握した文化遺産情報は、公開の許可を得られたものは積極的に公開し、地区・公民館等との共有をはかります。罹災した文化遺産の復旧に際して参考とするため、文化遺産の記録化も進めます。

併せて、文化遺産の日常の管理方法や防災対策の現状、災害時の文化遺産の避難方法、教育委員会などの関係機関との連絡方法などについて、所有者や地域に対して定期的に確認を行い、必要な時に具体的な対策がとられるよう、地域との連携や活動支援に努めます。平成 30 年 6 月の文化財保護法の改正により、市町村にも置くことが可能となった文化財保護指導委員についても、その設置を検討します。

また、日本では、災害における過去の経験から、様々な形態で教訓として伝えられているケースが全国的に多くあります。益田市も同様に、幾度も水害に見舞われてきた経緯から、その教訓を伝える文化遺産を複数有しています。また、関連文化財群でも「過疎に向き合い、ふるさとに生きる人々」を設定し、災害とその対策の歴史を振り返ることができるようにしています。こうした歴史文化を活用し、文化遺産の存在を明示することで、過去に学び、防災意識を高めていきます。

表 7-5 文化遺産の防犯・防災対策及び災害発生時の対応に関する事業（実線は予定、破線は見込み。）

事業名／事業内容	財 源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目	
指定文化財の維持管理	一般財源	所有者、 管理責任者	←—————→					
指定文化財パトロール	一般財源	所有者、 管理責任者	←—————→					
文化財防火デー	特になし	文化財所有者、 市民等、消防署、 島根県、益田市	←—————→					
文化遺産のき損情報の 連絡網の整備	特になし	益田市			←-----→			
地域防災計画への文化遺産に関する 項目追加	一般財源	益田市			←-----→			
文化財保護指導委員設置の検討、 文化遺産パトロール(未指定)	特になし	益田市、 市民等			←-----→			
歴史文化と文化遺産から防災を学 ぶ取り組み	特になし	益田市			←-----→			

(3) 継承の仕組みづくりに関する措置

益田市域では過疎化や少子高齢化により、中山間地域や漁村を中心に、歴史文化の継承が困難になってくる地域がすでにある、または出てくると想定されます。無形民俗文化財の担い手不足対策として、所作習得のための講座や、公演等にあわせた担い手募集機会の充実、地域間交流による支援を促す取り組みなどを実施します。また、一時的に断絶しても復興できるよう、映像等による記録作成も進めることとします。

一方、これらの地域の歴史文化を継承していくためには、存在する地域の取り組みだけでなく、他の地域や益田市全体、さらには市域を越えたつながりや支援が大きな力となります。このため、歴史文化そのものやその地域の情報を広く発信するとともに、学習や体験機会等の確保と充実を図り、益田市や各地域の歴史文化への関心を高め、その継承、まちづくりや地域づくりなどの協力者、または支援者の確保と人的ネットワーク・応援団づくりに努めます。

具体的には、関係人口とのネットワークづくりの支援を進めます。県内の他市町村や広島県・山口県などの近隣地域に在住する出身者については、出身地域との関わりが継続できるよう働きかけるとともに、出身地域の歴史文化の継承を支援いただけるよう啓発する等、ネットワークづくりを支援します。ここでも東京益田会、近畿益田会、広島益田会などの、益田市出身者の親睦組織と連携し、益田市の歴史文化の継承への支援を呼びかけます。さらに、市内でも「市街地と農山漁村との交流」や「河川の上下流交流」などによって、市外・県外には姉妹都市や交流のある都市への情報発信や交流によって、支援のネットワークづくりを試みることにします。

表 7-6 歴史文化の継承の仕組みづくりに関する事業（実線は予定、破線は見込み。）

事業名／事業内容	財源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目
無形民俗文化財の後継者育成講座	文化財補助金、 一般財源	保持者会、 神楽社中、 益田市		←-----→			
文化遺産の記録化	文化財補助金、 一般財源	益田市			←-----→		
関係人口等との支援のネットワークづくりの働きかけ	特になし	益田市			←-----→		

4. 歴史文化の活用(情報発信及び人材育成)に関する措置

歴史文化の活用のうち、特に情報発信及び人材育成については、第4章第5節で掲げた課題とこれに対する方針をもとに、次の各種措置をとります。

(1) 情報発信に関する措置

歴史文化の調査や研究の成果などは、体系的に整理・蓄積し、きるようしておくことで、次の調査や研究の展開はもとより、価値ある歴史文化の有効活用につながります。

このため、歴史文化の調査や研究の成果などは、文化財課による一元管理と、検索可能な形でデータベース化や地図情報化の取り組み、さらには、庁内における情報の共有化を図ることとします。

こうした歴史文化の調査や研究に関する成果及び情報は、個人情報の保護を前提として適切にインターネット上や各公民館での文化遺産マップにより情報公開し、位置や概要について共有できるようにするとともに、未指定等の文化遺産の保存・活用や教育・文化行政、観光や産業振興、まちづくり、地域活性化、景観保全・形成などの基礎資料として、その活用に努めます。また、天然記念物や顕彰碑などのテーマごとにまとめた冊子の作成・配布などに取り組みます。併せて、大学等の研究機関と連携しながら、歴史文化の調査や研究の成果などを共有化し、益田市の歴史文化に関するデータベース構築を目指します。

さらに、益田市の歴史文化の基本的な情報を得ることができる発信拠点を整備について検討します。

このほか、共同研究等により調査が大きく進み、まとまった調査成果の公開が可能になった段階には、講演会やシンポジウムの開催や、各種文化施設での企画展を開催することで、その情報を広く市内外に発信します。また、地域研究学会・団体に対して、その成果発表を働きかけ、そのための補助金や助成金を紹介することとします。

これらの情報発信について、パンフレットや説明板、スマートフォンなど各種媒体を活用するとともに、グローバルな時代に対応するために、多言語対応を検討します。また、市民や地域活動団体、来訪者などによる SNS の活用や口コミなどを通じた情報の提供、発信を促進します。



写真 7-9 石見の戦国武将展

表 7-7 歴史文化の情報発信に関する事業（実線は予定、破線は見込み。）

事業名／事業内容	財 源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目	
講演会・シンポジウム、企画展の開催	文化財補助金、 一般財源	益田市	←————→					
地域研究学会・団体への成果発表の働きかけ	助成金、 一般財源	益田市	←————→					
歴史文化及び文化遺産情報のデータベース化、地図情報化、市内における情報共有	文化財補助金、 一般財源	益田市		←————→				
文化遺産情報の公開 文化遺産についてのホームページの作成、文化遺産マップの作成・公開、文化遺産に関する冊子の作成・公開。	文化財補助金、 一般財源	益田市		←————→				
情報発信拠点の整備 歴史文化と文化遺産の情報を発信する拠点の整備。登録文化財等の歴史のある建造物の活用を検討する。	地域創生推進交付金、 文化財補助金、 一般財源	益田市		←.....→				
各種情報発信の多言語対応	文化財補助金、 一般財源	益田市、 益田市観光協会		←.....→				

(2) 人材育成に関する措置

保存・活用を担う人材育成については、次のような各種取り組みを進めます。

市内の文化遺産について専門的に調査できる人材を育成するため、文化遺産の各分野の専門家による講習を行います。その際は、建築士会のヘリテージマネージャー養成講座などとの連携をはかります。総合的把握調査を通じたボランティア調査員の育成も進めることとします。

市内の文化遺産を総合的にまたは地区単位で専門的に紹介できる人材を育成するため、ガイド養成講座を開催し、定着できるよう、ガイドの案内で地区をめぐるイベント等を開催します。

市内の歴史文化について、学校で教えることができる人材を育成するため、文化財課職員の出前授業や、本章 2(2)でもふれた小中学校の教員と連携した地域の歴史や文化を授業に取り入れる方法を考えるワークショップを実施します。

また、歴史文化の活用について、総合的にコーディネートできる人材の育成についても検討することとします。

表 7-8 歴史文化を活かせる人材育成に関する事業（実線は予定、破線は見込み。）

事業名／事業内容	財源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目
ガイド養成講座 益田市歴史文化基本構想の内容に基づいて、文化遺産を総合的に紹介・案内できるガイドの養成。	文化財補助金、 一般財源	益田市	←—————→				
地域の歴史等を授業に取り入れる方法を考えるワークショップ	一般財源	益田市	←—————→				
文化遺産調査の講習	文化財補助金、 一般財源	益田市	←—————→				
歴史文化及び文化遺産の活用のコーディネーターの育成	文化財補助金、 一般財源	益田市				←-----→	

5. 歴史文化の活用（観光振興）に関する措置

歴史文化の活用のうち、特に観光振興については、第4章第5節で掲げた課題とこれに対する方針をもとに、次の各種措置をとります。



(1) 周遊促進による滞在時間の延長と観光消費額の増加の取り組み

観光による経済効果を測る指標として近年、観光消費額が重視されています。そして観光消費額を増加させるための手法の一つには滞在時間の延長が挙げられます。滞在時間を延長してもらうためには、魅力的な観光拠点を単体ではなく、複数の観光拠点を、物語性を持たせてつなぎ、売り出すことが有効と考えられます。

かつての益田市の観光情報発信は、人麿と雪舟に特化しすぎた感があります。人麿と雪舟が全国的な知名度を誇ることは間違いありませんが、たとえば雪舟については、招いたとされる益田氏と関連づけながら、観光コースを作ることで、より充実した観光資源になると思われます。この点、歴史文化基本構想で設定した12の関連文化財群や6つの歴史文化保存活用区域は、歴史文化を共通するテーマや地域でくくり、総合的に保存・活用するものであり、観光コースに発展させることが可能です。また、それは、益田市が従来から掲げているフィールドミュージアム構想と方向性を同じくするものです。

また、平成29年度の「石見の戦国武将」展や平成28年度の歴史食 JAPAN サミット in 益田などのグラントワと連携した情報発信や交流人口拡大の取り組み、民間団体「益田「中世の食」再現プロジェクト」の取り組みの展開、「まわって集めよう！ 益田氏の武将カード」による周遊や広域連携の取り組みなど、新たな観光振興の取り組みが近年、進みつつあります。

今後も引き続き、市観光交流課を中心とした関係部局、島根県立石見美術館や民間団体と連携し、各分野の魅力や強みを活かした観光振興に取り組む中で、協働して事業を展開していくこととします。

については、これを具現化し、物語性を持った周遊ルートを構築するため、以下の事業を進めます。また、各種事業実施にあたっては多言語対応に努めることとします。

このような取り組みの実施にあたっては、本計画を活用し、文化庁が主管する補助事業（「日本遺産魅力発信推進事業」や「文化財保存活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業」など）の支援を受けることを目指すほか、県観光担当部局とも緊密に連携することとします。



写真 7-11 まわって集めよう！
益田氏の武将カード

表 7-9 周遊促進による滞在時間の延長と観光消費額の増加の取り組み（実線は予定、破線は見込み。）

事業名／事業内容	財源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目
周遊ルートの整備 周遊ルートの構築、ポスター・チラシ・ホームページなどの情報発信ツールの整備、周遊サインの統一的な整備、スマートフォンアプリなど周遊を促すツールの開発・作成、ポタリング ⁽³⁹⁾ コース（歴史）の開発、各種利便施設の整備、VR・AR ⁽⁴⁰⁾ 技術の積極的な活用。	観光庁補助金、文化財補助金、一般財源	民間団体、益田市、益田市観光協会	←-----→				
周遊促進に関する人材育成 周遊ルートを総合的に紹介できるガイドの養成、関連文化財群や歴史文化保存活用区域の保存や活用を担う地域マネージャーの発掘・育成。	観光庁補助金、文化財補助金、一般財源	民間団体、益田市、益田市観光協会	←-----→				
各種解説の多言語対応	文化財補助金、一般財源	益田市、益田市観光協会	←-----→				

(2) 広域周遊ルートの整備

前述のように、益田市は観光面において知名度が低いという課題があります。一方で、益田市の周辺には世界遺産や日本遺産に認定された、あるいは全国的にも著名な観光地が多数あります。その中には益田市と歴史的に関わりの深い地域も多くあります。

したがって、近隣の浜田市・津和野町、山口県山口市や萩市などの周遊や、さらには大田市や県東部や広島県との広域連携を進めていきます。

特に中世の時代については、安来市・大田市や津和野町、さらには山口市、広島県では毛利氏に関わる北広島町・安芸高田市・三原市・竹原市などとの広域連携が期待でき、萩・石見空港と他空港を活用した周遊も考えられます。さらに、雪舟をテーマに雪舟サミットで連携している市町との周遊、益田氏つながりで萩市須佐との連携など、様々な可能性を秘めています。

特に訪日観光客は滞在時間が長い傾向にあり、歴史的に共通するテーマで結び、情報発信を行うことは、広域での誘客及び周遊促進に効果的と言えます。さらには、萩・石見空港を活かした首都圏からの誘客、整備が進みつつある山陰道、山陰本線や山口線といった交通網も広域での誘客及び周遊促進に寄与します。また、交通網の利用が進むことで、交通網の整備が促進、さらなる誘客につながるという好循環も期待できます。

⁽³⁹⁾ **ポタリング**…ポタリングの語源は「ぶらつく」や「ほっつき歩く」など。散歩程度のゆっくりとした気楽なサイクリングを指す。

⁽⁴⁰⁾ **AR・VR**…ARは augmented reality の略で、拡張現実と訳されます。現実世界からの情報をもとにデジタル情報を重ね合わせることができます。例えば、七尾城跡の現地で、専用の端末を利用することで、現地の視覚情報の上に、昔の建造物を復元したデジタル画像を重ね合わせて見るといったことができます。VRは virtual reality の略で、仮想現実と訳されます。目の前にある現実とは違う現実を体験することができます。例えば、七尾城跡に登ることが難しい人が、麓にある施設等で専用の設備等を利用することで、七尾城跡を実際に登らなくても、映像を通じて見学を疑似体験することができます。

例えば、共通するテーマでつないだ広域周遊ルートには次のようなものを想定しています。

ルート① 古代から幕末歴史周遊ルート：

古代出雲 － 中世益田 － 近世津和野 － 幕末萩

ルート② 雪舟ゆかりの地を巡る：

宝福寺（岡山県総社市） － 毛利邸（山口県防府市） －
－ 常栄寺（山口県山口市） － 万福寺・医光寺（島根県益田市）

ルート③ 益田氏の統治：

浜田市 － 益田市 － 山口県萩市須佐

ルート④ 毛利一族の居城を訪ねる：

小早川氏（三原市・竹原市） － 毛利氏（安芸高田市） －
－ 吉川氏（北広島町） － 益田氏（島根県益田市）

ルート⑤ 鉱山の歴史：

石見銀山（島根県大田市） － 都茂鉱山（島根県益田市） －
－ 久喜・大林銀山（島根県邑南町） － 堀庭園（島根県津和野町）

ルート⑥ 幕長戦争（四境戦争）：

芸州口（広島県大竹市） － 小倉口（山口県下関市） －
－ 石州口（島根県益田市）

※上記はあくまでも例示です。上記に記載のない地域、文化遺産であっても、各ルートの拠点間沿線において、関連テーマに関わる文化遺産、地域については、連携を図ります。

このほかテーマ性の高い広域周遊ルートを検討・整備するとともに、より一層の誘客及び周遊促進を図るため、以下の事業を進めます。

また、国土交通省が近年掲げている「テーマ別観光による地方誘客事業」は、こうした広域周遊ルートの整備に非常に有効であると言えます。益田市歴史文化基本構想で明らかになった歴史文化の魅力と価値を最大限活用して、この補助事業の採択を受け、広域周遊を進めることも検討します。例えばガーデンツーリズムについては、益田市内に万福寺庭園・医光寺庭園、山口市に常栄寺庭園と、雪舟作庭と伝わる庭園があるため、雪舟庭園ツーリズムの登録を目指すこととします。

表 7-10 広域周遊ルート整備の取り組み（実線は予定、破線は見込み。）

事業名／事業内容	財 源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目
広域周遊ルートの整備 広域周遊ルートの構築とポスター・チラシ・ホームページなどの情報発信ツールの整備、プレスツアーやモニターツアーの実施、周遊を促すツールの作成。	観光庁補助金、文化財補助金、一般財源	近隣市町、民間団体、益田市、益田市観光協会		←-----→			
広域周遊に関する人材育成 広域周遊ルートを総合的に紹介できるガイドの養成、広域エリアをプロデュースするエリアマネージャーの発掘・育成。	観光庁補助金、文化財補助金、一般財源	近隣市町、民間団体、益田市、益田市観光協会		←-----→			
テーマ別観光による地方誘客事業 ガーデンツーリズムの認定申請と助成事業による整備。	観光庁補助金、文化財補助金、一般財源	近隣市町、民間団体、益田市、益田市観光協会	←-----→				

(3)民間団体等との連携による活用に関する措置

益田市には、歴史文化をテーマに精力的に活動されている各種民間団体が多数あり（34頁～36頁「第2章 2社会的環境（4）歴史・文化・芸能団体等」参照）、文化協会や益田市の歴史文化の未来を考えるネットワーク会議などを組織しています。これらの組織あるいは所属団体とは協働し、歴史を活かしたまちづくりの実現に向けた取り組みを進めていきます。

一般社団法人益田市観光協会では、地域の稼ぐ力を最大限に引き出すため、民間事業者を中心とした観光地域づくりに取り組んでいます。その推進にあたっては、歴史文化をはじめとする地域のあらゆる資源を観光資源ととらえて、益田市ならではの体験・滞在型プログラムのブラッシュアップが行われています。観光による持続可能な地域づくりの実現のため、同協会と協働し、以下の取り組みを進めます。

民間有志の団体の一つである益田「中世の食」再現プロジェクトの取り組みは、平成28年度の歴食JAPANサミットin益田の開催や、平成30年度の「中世益田を感じられる一品料理」といった官民連携の取り組みに発展し、大きな成果を挙げてきています。歴食や中世の食は、益田ならではの取り組みとして、今後さらなる発展を遂げる大きな可能性を秘めており、引き続き官民協働を進めていくこととします。

次に、NPO 法人益田市・町おこしの会がこれまで取り組んできたサイクリングによる町おこしは大きな成果を挙げ、平成30(2018)年6月の第87回全日本自転車競技選手権大会ロードレースの開催に至っています。これを受けて、益田市はアイルランドの東京五輪事前キャンプ誘致が成功するなど、めざましい展開を見せています。益田市の点在する史跡等の歴史スポットをまわるためには、自転車は効率的であり、自転車でもまわっていただくための周遊コースや、相互乗り降りが可能なレンタサイクルの拠点の整備を検討します。

また、過疎化、少子高齢化に伴い、所有者や管理責任者、自治会などだけでは維持管理や継承が困難となってい文化財の保存・活用については、今後民間団体の活動を積極的に取り入れていくことが一層必要となってきます。このため、既存の民間団体を基軸として、文化財保存活用支援団体指定のための調整を進め、官民が相互に補完しながら協働して取り組める仕組みづくりを構築していきます。

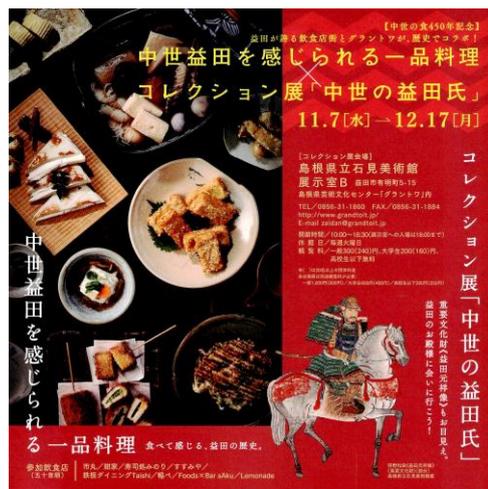


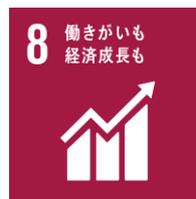
写真 7-10 中世の食から派生した島根県立石見美術館のコレクション展とのコラボレーション企画「中世益田を感じられる一品料理」

表 7-11 支援団体など民間と連携した取り組み（実線は予定、破線は見込み。）

事業名／事業内容	財 源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目
益田「中世の食」再現プロジェクトの展開	文化財補助金、 一般財源	民間団体、 益田市、 益田市観光協会	←-----→				
サイクリングによる歴史スポットの周遊コースと拠点の設置	地方創生推進交付金、 国交省補助金、 一般財源	民間団体、 益田市		←-----→			
民間事業者との協働による持続可能な観光地域づくり 歴史文化・文化遺産を活かした体験・滞在型プログラムの造成。	観光庁補助金、 文化財補助金、 一般財源	民間団体、 益田市、 益田市観光協会		←-----→			

6. 歴史文化の活用（まちづくり）に関する措置

歴史文化の活用のうち、特にまちづくりについては、第4章5で掲げた課題とこれに対する方針をもとに、次の各種の措置をとります。



(1) 関連文化財群の活用に向けた取り組み

第5章で示している関連文化財群は、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの」です。文化遺産をまとまりとして保存・活用する方法であり、ネットワーク化によるまちづくりの例示であるとともに、観光交流など活性化の資源としての活用も期待できるものです。このため、関連文化財群については、市民等への情報提供や活用の具体化に向けた機運の醸成に努め、具体の取り組みとその優先順位を検討する必要があります。

関連文化財群の活用の具体化については、市民等と一体となって取り組むことが肝要であり、実際にそれらをめぐるルートづくりや現地見学会の開催、パンフレットの作成、講演会やワークショップの開催など、活用策の実現に努め、併せて、文化財(群)とその周辺環境の整備活用のための関連事業も進めます。

(2) 歴史文化保存活用区域の具体化に向けた取り組み

第6章で示している歴史文化保存活用区域は、「歴史文化を知り、守り、活かし、文化の薫り高い地域(区域)を育てる」ことを目的としています。この考え方は、従来から益田市が歴史文化の活用においてかかっているフィールドミュージアム構想とも一致するものです。本計画では、この目的を踏まえて歴史文化保存活用区域のモデルケースを例示しています。

この、歴史文化保存活用区域をもとに、今後、市民等との情報共有や説明会の開催などに努めながら、区域における歴史文化を活かしたまちづくりの取り組みを促進することとし、関係する事業の展開を図ります。

また、まちづくりの具体化にあたっては、こうした本計画に基づく事業展開を図る一方で、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定とそれに位置づけた重点区域における事業の展開について検討します。

(3) 魅力ある地域づくりと活性化に向けた取り組み

益田市の各地区は、それぞれ特徴的で魅力的な歴史文化を有しています。これらを活かし、魅力的な地域づくりを行うことにより、観光振興や地域活性化等にもつながる効果が期待されます。

地域における生活や生業、風土を背景に形成されてきた景観地は、文化的景観としてその価値や構成要素を明らかにすることで、益田市を表すものとして将来にわたり存続できるよう、文化財指定も検討していきます。現時点では、河川流域の人文・自然景観や、赤瓦のまち並み景観などが候補として挙げられます。

また、地域の景観保全やまち並み等の整備に関しては、都市計画や景観計画等の関連する計画との調整が必要となるため、関係部局との連携を図ることとし、将来的には、「歴史的風致維持向上計画」の認定を目指すことも検討していきます。

表 7-12 歴史文化の活用（まちづくり）の取り組み（実線は予定、破線は見込み。）

事業名／事業内容	財 源	取組主体	1年目	2年目	3年目	～5年目	～10年目
関連文化財群の活用	文化財補助金、 一般財源	民間団体、 地域、 益田市		←-----→			
歴史文化保存活用区域の具体化	文化財補助金、 一般財源	民間団体、 地域、 益田市		←-----→			
文化的景観(赤瓦)の検討	一般財源	益田市				←-----→	
文化的景観(高津川流域)の検討	一般財源	益田市				←-----→	
景観計画への反映	一般財源	益田市			←-----→		
歴史的風致維持向上計画の検討	国交省補助金、 一般財源	民間団体、 益田市			←-----→		

7. 保存活用(管理)計画作成の考え方

(1) 保存活用(管理)計画の目的

保存活用(管理)計画は、本計画内で設定した個別の文化遺産や、文化遺産をまとまりとして把握した関連文化財群及び歴史文化保存活用区域(以下、「文化遺産群」とし、個別の文化遺産または「文化遺産群」の場合、「文化遺産(群)」とする。)の保存・活用を具体化するために作成するものです。計画を作成することで、文化遺産(群)の保存・活用に向けた方向性を定め、文化遺産(群)とその周辺環境を含めて歴史文化の保存・活用を図ることを目的としています。

益田市では、これまで史跡を対象とした保存活用(管理)計画を策定していますが、ここで述べる保存活用(管理)計画は、本計画に基づく文化遺産(群)を対象とした計画を指します。

なお、作成にあたっては、市の上位計画や各種事業計画等、関連する他の計画との整合性を図ることに留意し、関係各課との連携のもとに推進する必要があります。

参考：国指定等文化財を対象とした個別の保存活用計画

従来からの制度である国指定等文化財の個別の保存活用計画(史跡名勝天然記念物の場合は、平成 26(2014)年度以前は「保存管理計画」、重要文化財(建造物)は、それぞれ文化庁が作成した手引きや策定指針があります。益田市では、これまで下記の保存活用(管理)計画を策定しています。

- 「史跡益田氏城館跡保存管理計画」平成 19 年 3 月(益田市教育委員会)
- 「史跡中須東原遺跡保存活用計画」平成 28 年 2 月(益田市教育委員会)

(2) 保存活用(管理)計画に定める事項

ア. 基本的事項

保存活用(管理)計画は、その対象とする文化遺産(群)によって、様々な策定主体が想定され、計画策定に至る趣旨や具体的な方向性も異なることが考えられます。

このため、計画で定めるべき基本項目については、以下のとおりとします。

- ①対象となる文化遺産(群)
- ②文化遺産(群)の保存・管理の方針
- ③文化遺産(群)の整備・活用の方針
- ④体制整備の方針
- ⑤具体的な事業計画

イ. その他、保存活用(管理)計画に定めることが望ましい項目

今後、保存活用(管理)計画を作成するにあたって、計画の中に定めることが望ましいとされる項目が新たに生じた場合は、その都度、計画での位置付けについて検討することとします。